

くぬぎ山自然再生事業の進め方について

くぬぎ山地区の自然再生基本方針（案）

埼玉県は、都市近郊に残された貴重な緑地空間であるくぬぎ山の平地林を未来の世代に引き継ぐため、基本方針を定め、自然再生に取り組みます。

- 1 この基本方針の対象を、くぬぎ山地区 152ha とします。
- 2 くぬぎ山地区を、かつての武蔵野の平地林の姿に蘇らせることを目指し、県民の協力の下、保全・再生に取り組むこととし、枢要な緑地を形成する 117ha の地区から着手します。
- 3 保全・再生を進める中、土地利用の規制により必要となる場合には、公有地化を図ります。
- 4 生物多様性の保全に配慮しつつ、地権者の理解の下、くぬぎ山を県民のための自然環境学習の場などとして、有効に活用していきます。

今後の事業の進め方

当面の取組

- ・現存する緑を保全するため、枢要な部分である 117ha の中にある緑地を「特別緑地保全地区」に指定し、地権者の申し出により緑地を公有地化する。
- ・管理放棄され、荒れた平地林を再生するための管理活動を支援する。

段階的に
実施

将来的な取組

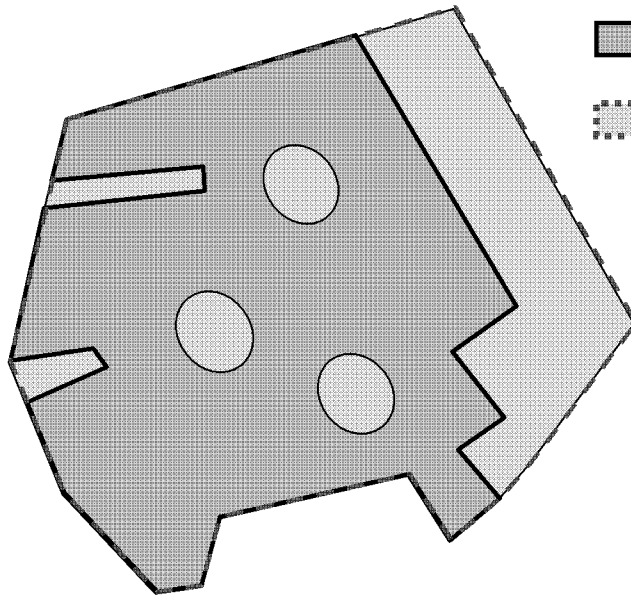
- ・改変された土地を地権者の意向を踏まえ公有地化し、自然再生を図る。
- ・長期的には質の高い緑地環境を目指す。

未来の世代が見るくぬぎ山の姿

152ha をかつての武蔵野の平地林の姿に蘇らせる

くぬぎ山地区の自然再生基本方針（案）

当面の取組



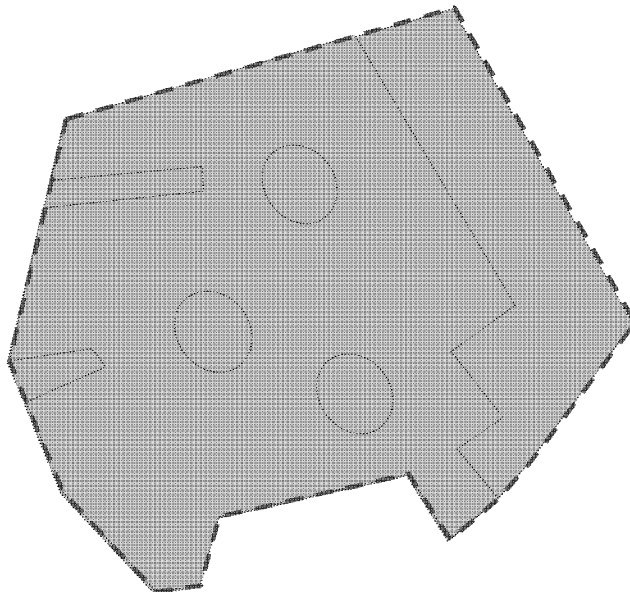
■ 特別緑地保全地区

■ 近郊緑地保全区域

- ・117haの地区内の現存する緑地を保全する
- ・管理放棄され荒れた平地林を再生するための管理活動を支援する

段階的に
実施

将来的な 取組



- ・152haについて保全・再生を図る
- ・地権者の申し出により公有地化を図る
- ・移転後の跡地の自然再生を図る